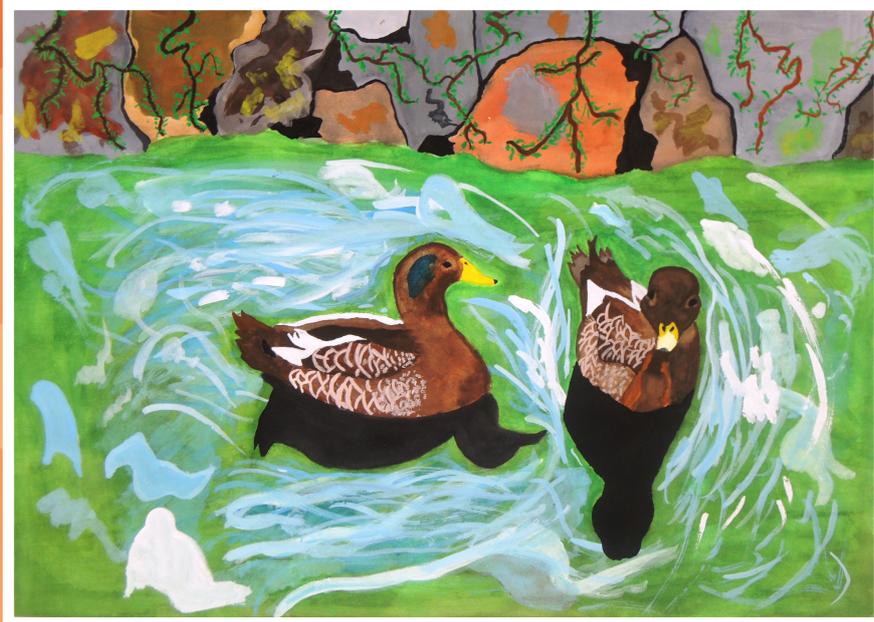


## 第7章

# 地方公共団体との 連携強化等のための取組



「僕の先生」

## 第1節

## 地方公共団体との連携強化等

### 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

#### (1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】

法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）5月には、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯の防止等の推進に向けて必要な情報提供を行った。また、市町村再犯防止等推進会議（【施策番号 108】（P130）参照）の構成員である市町村の連絡窓口も把握し、必要な情報提供を行った。

#### (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

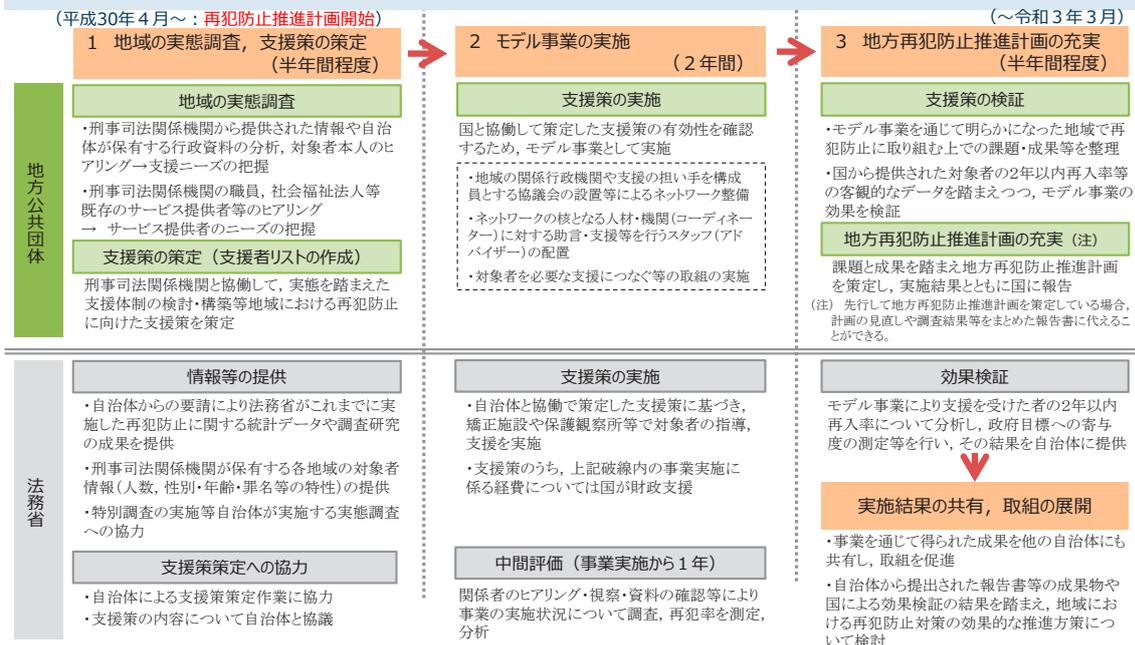
法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、地方公共団体が①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1参照）を実施している。同事業においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討し、その成果を広く普及することとしている。

### 資7-105-1

### 地域再犯防止推進モデル事業の概要

#### 地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



出典：法務省資料による。

2018年度には、30の地方公共団体に委託し、それぞれの地域の実情に応じた取組が展開されている。また、2019年度（令和元年度）からは、性犯罪をした者に対する支援等を含む新規の取組を中心として、事業期間を2年間とする事業を開始することとしており、新たに地方公共団体に委託して同事業を進めることとしている。

## 地域再犯防止推進モデル事業の取組例

### 岩手県における地域再犯防止推進モデル事業の取組について

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、地域の再犯防止施策を実施することが責務とされ、岩手県では、再犯防止に係る体制の整備を早期に図り、円滑な再犯防止体制の構築を目指すため、法務省が2018年度（平成30年度）に新たに創設した「地域再犯防止推進モデル事業」に応募し、採択されました。

本県のモデル事業では、①満期釈放予定者への社会復帰支援（出口支援）、②起訴猶予、執行猶予となった者に対する入口支援、③再犯防止推進に向けたネットワークの構築、の3項目を主な取組事項とし、実施に向けて仙台矯正管区や盛岡保護観察所等、関係各機関と検討を行ってきました。

特に出口支援については、満期釈放者のそれぞれの特性に合わせた支援を行うことが必要であることから、満期釈放後における支援ニーズを把握するため、仙台矯正管区管内の矯正施設において、本県への帰住を希望している満期釈放予定者に対し、出所後の支援に係るアンケート調査を行いました。

この調査結果を踏まえ、盛岡保護観察所等と連携し、満期釈放者や起訴猶予となった者などに対する福祉サービスの利用調整等の支援をモデル的に行うとともに、司法・医療・福祉等各分野の関係機関・団体による連携ネットワークを構築し、モデル事業最終年度である2020年度（令和2年度）に「岩手県再犯防止推進計画」を策定することとしています。

県では、この4月にスタートさせた「いわて県民計画（2019～2028）」において、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指しており、関係各方面と連携しながら、犯罪が起りにくい地域社会づくりに向けて取り組んでいます。

### 大阪府における性犯罪者に対する心理カウンセリングを始めとした入口支援について

大阪府では、2012年（平成24年）10月に、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを目的とする「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を制定し、18歳未満の子どもに対する性犯罪によって服役し、刑期満了から5年以内に府内に住所を定めた者を対象に、臨床心理士や保健福祉士などによる心理カウンセリング等を行う社会復帰支援に取り組んできました。

2018年度（平成30年度）、その運用状況を検証した結果、支援を受けた方々へのインタビュー調査において「支援を受けてよかった」「再犯の歯止めになった」という回答を多く得ており、心理カウンセリングや社会生活上の相談・助言が再犯防止に一定の効果を上げていると考えています。

法務省の研究においても、矯正施設や保護観察所で行われている認知行動療法に基づく指導や支援が再犯防止に一定の効果があるとの検証結果が示されていますが、他方で、性犯罪に及ぶ問題性を解決するためには、常習化する前のできるだけ早い段階でのアプローチが重要とも指摘されています。

ところが、実刑や保護観察付執行猶予以外の処分を受けた、いわゆる入口段階にある性犯罪者

に特化した国の支援制度はなく、また府の条例でも支援の対象とされていませんでした。

そこで、大阪府では、この支援の手が行き届いていない制度の空白部分に着目し、法務省から受託した「地域再犯防止推進モデル事業」として、実刑判決が出にくい、痴漢や盗撮等の府迷惑防止条例違反、公然わいせつ、児童ポルノの単純製造・盗撮製造によって、起訴猶予、罰金、科料、執行猶予の処分を受けた大阪府内居住者を対象に希望者を募り、先述の性犯罪出所者に対する社会復帰支援で培ったノウハウを活用して心理カウンセリングを行う、新たな再犯防止対策に取り組んでいます。

この新たな取組が、多少なりとも効果を上げ、大阪府内の性犯罪被害の減少に貢献してくれること、そして近い将来に全国展開されることを期待しています。

### (3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）における委託先の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする会議体を設置し、これを定期的で開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととなっている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、地方公共団体が、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体とネットワークを構築し、連携して支援等を実施するための取組を支援している。

### (4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）に実施することとしている再犯防止活動への民間資金の活用等の検討や調査研究の成果等を踏まえ、地方公共団体に対して、再犯防止施策を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けることとしている。（【施策番号96（P110）、97（P111）】参照）。

## 2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2018年（平成30年）8月に、同年6月に設立発起人会議が行われた矯正施設所在自治体会議（【施策番号111】参照）を発展させ、矯正施設が所在する地方公共団体を含む全市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）へ参加対象を拡大し、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的とした市町村再犯防止等推進会議を開催した。また、2019年（平成31年）1月には、都道府県再犯防止等施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議（写真7-108-1参照）を開催した。これらの会議を通じて、都道府県や市町村に対して、再犯防止の取組等の情報提供をするとともに、地方再犯防止推進計画を策定するよう働き掛けを行っている。

なお、地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）における委託先の地方公共団体においては、2020年度（令和2年度）中に事業の効果検証を実施し、同年度末までに

写真7-108-1

都道府県再犯防止等  
推進会議の様子



写真提供：法務省

本事業の成果等を地方再犯防止推進計画（又は調査結果報告書）として取りまとめることとしている。

加えて、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施した。

### 3 地方公共団体との連携の強化

#### (1) 犯罪をした者等の支援等に必要情報の提供【施策番号109】

法務省は、2018年（平成30年）に、地方公共団体に対して、地方再犯防止推進計画の策定等に当たって必要な情報として、再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標に関する都道府県別データの提供を行った。

矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

#### (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）に、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号108】参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）を開催し、犯罪をした者等に対する指導や支援に関する知見等の提供や共有を行っている。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体、学会等が開催する研修やシンポジウム等の講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

なお、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号87（P102）、100（P112）】参照）。

#### (3) 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業を実施している（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である7月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している。

また、市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年（平成30年）6月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催された。

矯正施設所在自治体会議は、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的として、設立に向けた準備が進められている会議であり、法務省も本会議の実施に協力している。

矯正施設が所在する自治体の中には、地域振興を政策課題としているところも少なくない。このことから、矯正施設では、施設が持つ人的・物的な資源を活用して地域の課題解決に貢献するため、地域との連携、共生に向けた取組を進めている。具体的には、災害時における地域の防災拠点として施設を活用する取組や、後継者不足が問題となっている伝統工芸品の製造を刑務作業として実施する取組などがある（コラム10（P132）参照）。

**(4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】**

法務省は、2018年度（平成30年度）に、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号108】（P130）参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進し、地方における再犯防止を推進するため、法務省は、2018年度、新たに、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置するとともに、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置、全国8庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。また、2019年度（令和元年度）には、東京及び大阪以外の各矯正管区（6庁）にも更生支援企画課を設置した。

警察庁は都道府県警察に対して、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対して、それぞれ文書や会議等を通じて、再犯防止推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼した。

## Column

10

**島根あさひ社会復帰促進センターとの連携による  
コウゾ栽培**

島根県中山間地域研究センター

島根県中山間地域研究センター（以下「研究センター」という。）は、中山間地域の活性化を図るための調査研究及び農業、畜産、森林・林業の試験研究を総合的に実施している県の研究機関である。研究テーマの一つとして、コウゾ栽培技術の研究や栽培に関する情報収集も行っている。

コウゾ（楮）はクワ科の落葉広葉樹で、主要な和紙原料の一つである。株立ち状になった幹を原木として毎年刈り取り、蒸し剥ぎした樹皮繊維が紙原料として利用されるが、生産者の高齢化などにより、近年、国内生産量が減少している。また、全国で4か所あるPFI刑務所の一つである島根あさひ社会復帰促進センター（以下「島根センター」という。）が所在する島根県浜田市は、県を代表する伝統工芸品である石州和紙（うち「石州半紙」は1969年（昭和44年）に国の重要無形文化財に指定、2014年（平成26年）にユネスコ無形文化遺産に登録）の産地であるが、当地においても、地元産コウゾの安定確保が課題となっている。

このような背景の中、2018年（平成30年）1月、石州和紙の原料となるコウゾの確保について、浜田市役所三隅支所、島根センター、研究センターなど関係者で協議を行い、優良栽培農家の酒井清美氏を指導者として、島根センター内でのコウゾ栽培の可能性を確かめる試験栽培に取り組むこととなった。研究センターは試験栽培への技術的助言を行うとともに、主に成育調査を担当した。



コウゾ栽培の様子【写真提供：島根県中山間研究センター】



コウゾの背丈を確認している様子【写真提供：島根県中山間研究センター】

2018年3月、苗木35本を島根センター内の園芸場ほか2か所に植栽し、その後の成長を毎月調査したところ、園芸場では最大幹長が317cm（平均260cm）に達し、ほかの2か所（最大幹長283cmと144cm）よりも成長が優れ、植栽1年目としては良好な栽培成績であった。園芸場以外のコウゾは7月～8月の高温少雨下で成長量が低下したのに対し、園芸場では大きく成長しており、日頃の土作りの成果に加えて、受刑者が行った熱心な灌水が奏功したと考えられる。

この試験栽培により施設内での栽培見通しが立ったため、2019年（平成31年）3月から、和紙事業者2者（石州和紙久保田及び西田和紙工房）からの作業提供を受け、島根センター内の北農園30a（1aは100平米）において、本格栽培に取り組むことになった。約900本の苗木が植栽された北農園の面積は、1つのほ場（作物を育てる田畑のこと）としては県内最大規模となる。また、刑務作業の場合、管理内容などが把握しやすいことから、研究センターの試験地としたい旨和紙事業者及び島根センターに相談したところ、快く了承いただいた。同ほ場では、密植や寄せ植えによる増収効果を調査するほか、受刑者による栽培からヒントを得た灌水試験についても実施しているところである。これらの研究成果については、栽培の手引書としてまとめ、栽培農家や営農組織などに活用していただき、栽培面積の拡大につなげたいと考えている。

コウゾは条件が良ければ、わずか半年で4m以上に大きく成長する性質を持ち、芽かきをこまめに行うなど、手をかけるほど品質が向上する点が栽培の魅力である。島根センターは園芸療法活動など先進的な矯正指導にも取り組まれており、コウゾ栽培は地域の伝統産業の保護にもつながり、受刑者がやりがいを持って取り組める活動だと考えている。今後は栽培のほか、原木の収穫や裁断、黒皮そぞり（樹皮の表皮を刃物で削り取る作業）も併せて行われる予定であり、受刑者の更なる貢献が期待されている。こうした島根センターとの連携によるコウゾ栽培の取組事例や試験の研究成果を県の農林業や和紙産業の活性化につなげたいと考えている。

